

(19)日本国特許庁(JP)

(12)公開特許公報(A)

(11)公開番号
特開2023-145421
(P2023-145421A)

(43)公開日 令和5年10月11日(2023.10.11)

(51)国際特許分類 F I テーマコード(参考)
 G 0 6 Q 30/0234(2023.01) G 0 6 Q 30/0234 5 L 0 4 9
 G 0 6 Q 30/0241(2023.01) G 0 6 Q 30/0241

審査請求 有 請求項の数 10 O L (全20頁)

(21)出願番号	特願2023-80361(P2023-80361)	(71)出願人	519110124
(22)出願日	令和5年5月15日(2023.5.15)		P a y P a y 株式会社
(62)分割の表示	特願2022-52152(P2022-52152)の 分割		東京都千代田区紀尾井町1番3号
原出願日	令和4年3月28日(2022.3.28)	(74)代理人	100149548
			弁理士 松沼 泰史
		(74)代理人	100154852
			弁理士 酒井 太一
		(74)代理人	100181124
			弁理士 沖田 壮男
		(74)代理人	100194087
			弁理士 渡辺 伸一
		(72)発明者	上川 晃二郎
			東京都千代田区紀尾井町1番3号 P a y P a y 株式会社内
		(72)発明者	武田 桃太郎

最終頁に続く

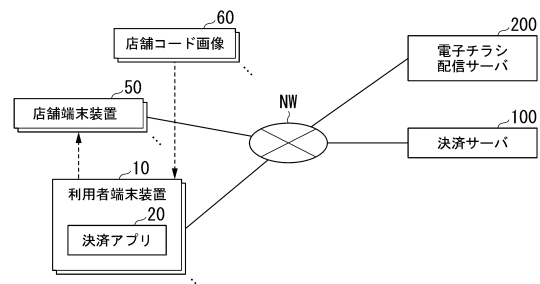
(54)【発明の名称】 サービス提供装置、サービス提供方法、およびプログラム

(57)【要約】

【課題】利用者の購買意欲を高める電子チラシを提供することに寄与するサービス提供装置、サービス提供方法、およびプログラムを提供すること。

【解決手段】加盟店により登録された電子チラシを利用者に配信する電子チラシ配信部と、前記電子チラシを配信された利用者が、配信された前記電子チラシを閲覧した履歴である閲覧履歴を取得する閲覧履歴取得部と、前記電子チラシを配信された利用者が、前記加盟店で電子決済により決済を行った履歴である決済履歴を取得する決済履歴取得部と、前記加盟店で商品を購入した利用者について、その商品の購入前に前記電子チラシを閲覧していたか否かを前記閲覧履歴および前記決済履歴に基づいて判定する閲覧判定部と、前記利用者が前記電子チラシの閲覧後に前記加盟店で商品を購入したと判定された場合、前記加盟店に対して手数料を課金する手数料課金部と、を備えるサービス提供装置。

【選択図】図1



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

加盟店により登録された電子チラシを利用者に配信する電子チラシ配信部と、
 前記電子チラシを配信された利用者が、配信された前記電子チラシを閲覧した履歴である閲覧履歴を取得する閲覧履歴取得部と、
 前記電子チラシを配信された利用者が、前記加盟店で電子決済により決済を行った履歴である決済履歴を取得する決済履歴取得部と、
 前記加盟店で商品を購入した利用者について、その商品の購入前に前記電子チラシを閲覧していたか否かを前記閲覧履歴および前記決済履歴に基づいて判定する閲覧判定部と、
 前記利用者が前記電子チラシの閲覧後に前記加盟店で商品を購入したと判定された場合、
 前記加盟店に対して手数料を課金する手数料課金部と、
 を備えるサービス提供装置。

10

【請求項 2】

前記手数料課金部は、前記加盟店の電子チラシを閲覧した利用者が、その電子チラシに掲載された商品を購入した場合に前記加盟店に前記手数料を課金する、
 請求項 1 に記載のサービス提供装置。

【請求項 3】

前記手数料課金部は、前記加盟店の電子チラシを閲覧した利用者が、何等かの商品を購入した場合に前記加盟店に前記手数料を課金する、
 請求項 1 に記載のサービス提供装置。

20

【請求項 4】

前記手数料課金部は、前記利用者が前記商品を前記加盟店で購入した金額に応じて前記手数料の金額を決定する、
 請求項 1 から 3 のいずれか一項に記載のサービス提供装置。

【請求項 5】

前記手数料課金部は、前記利用者が、前記電子チラシに掲載された商品を購入した場合と、前記電子チラシに掲載されていない商品を購入した場合とで、前記加盟店に課金する手数料の金額を変更する、
 請求項 1 から 4 のいずれか一項に記載のサービス提供装置。

【請求項 6】

前記加盟店の電子チラシを閲覧した利用者の購買履歴に基づいて、前記電子チラシによる販売促進効果を分析する効果分析部をさらに備える、
 請求項 1 から 5 のいずれか一項に記載のサービス提供装置。

30

【請求項 7】

前記効果分析部は、前記販売促進効果の分析結果を前記加盟店に提供する、
 請求項 6 に記載のサービス提供装置。

【請求項 8】

前記効果分析部は、前記販売促進効果の分析結果として、
 前記電子チラシに掲載された商品であるチラシ商品の閲覧数のランキングと、
 前記チラシ商品の購入数または販売数のランキングと、
 前記加盟店が販売する商品について、前記電子チラシに掲載した場合と掲載しない場合とでの売上げの違いと、
 前記チラシ商品の全体の購入数に対する、前記電子チラシを閲覧した人による購入数の割合と、
 前記電子チラシを閲覧した利用者により購入されなかった商品またはチラシ商品のランキングと、
 前記電子チラシが配信された第 1 タイミングと、
 利用者が配信された電子チラシを閲覧した第 2 タイミングと、
 電子チラシを閲覧した利用者がチラシ商品を購入した第 3 タイミングと、
 前記第 1 タイミングと、前記第 2 タイミングと、前記第 3 タイミングとの相関性と、

40

50

前記利用者が電子チラシを閲覧した第 4 タイミングと、
 前記電子チラシを閲覧した利用者が当該店舗で決済した第 5 タイミングと
 前記第 4 タイミングと前記第 5 タイミングとの相関性と、
 前記電子チラシを閲覧して加盟店店舗で決済した利用者の住所と、前記電子チラシを閲覧せず
 に前記加盟店店舗で決済した利用者の住所との地図表示と、
 前記電子チラシを閲覧して加盟店店舗で決済した利用者の 1 人当りの売上単価と、前記電子
 チラシを閲覧せず前記加盟店店舗で決済した利用者の 1 人当りの売上単価との比較結果と、
 前記電子チラシを閲覧して加盟店店舗で決済した利用者の前記加盟店店舗の利用回数と

10

、
 利用者が前記電子チラシを閲覧した時間と、前記電子チラシを閲覧して加盟店店舗で決済した
 利用者との相関関係と、
 のうちの 1 つ以上を取得する、
 請求項 6 または 7 に記載のサービス提供装置。

【請求項 9】

コンピュータが、
 加盟店により登録された電子チラシを利用者に配信し、
 前記電子チラシを配信された利用者が、配信された前記電子チラシを閲覧した履歴である
 閲覧履歴を取得し、
 前記電子チラシを配信された利用者が、前記加盟店で電子決済により決済を行った履歴
 である決済履歴を取得し、
 前記加盟店で商品を購入した利用者について、その商品の購入前に前記電子チラシを閲覧
 していたか否かを前記閲覧履歴および前記決済履歴に基づいて判定し、
 前記利用者が前記電子チラシの閲覧後に前記加盟店で商品を購入したと判定された場合
 、前記加盟店に対して手数料を課金する、
 サービス提供方法。

20

【請求項 10】

コンピュータに、
 加盟店により登録された電子チラシを利用者に配信することと、
 前記電子チラシを配信された利用者が、配信された前記電子チラシを閲覧した履歴である
 閲覧履歴を取得することと、
 前記電子チラシを配信された利用者が、前記加盟店で電子決済により決済を行った履歴
 である決済履歴を取得することと、
 前記加盟店で商品を購入した利用者について、その商品の購入前に前記電子チラシを閲覧
 していたか否かを前記閲覧履歴および前記決済履歴に基づいて判定することと、
 前記利用者が前記電子チラシの閲覧後に前記加盟店で商品を購入したと判定された場合
 、前記加盟店に対して手数料を課金することと、
 を実行させるためのプログラム。

30

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

40

【0001】

本発明は、サービス提供装置、サービス提供方法、およびプログラムに関する。

【背景技術】

【0002】

従来、新聞の折り込み等で配布しているチラシを電子化し、利用者にチラシを電子データ
 で閲覧可能にした電子チラシが知られている。このような電子チラシによれば、利用者は、
 電子データを閲覧するための端末装置を有しているだけで、時間や場所の制限を受け
 ることなくチラシを閲覧できる（例えば特許文献 1～3 参照）。

【先行技術文献】

【特許文献】

50

【 0 0 0 3 】

【特許文献 1】特開 2 0 2 0 - 0 9 8 3 9 9 号公報

【特許文献 2】特開 2 0 1 6 - 1 9 1 9 7 8 号公報

【特許文献 3】特開 2 0 1 9 - 1 4 9 0 9 8 号公報

【 発明の概要 】

【 発明が解決しようとする課題 】

【 0 0 0 4 】

しかしながら、従来の電子チラシは、利用者に商品の販売情報を認識させることはできても、その利用者が実際に対象店舗に来店して商品を購入するまでのモチベーションを与えることができない場合があった。利用者が商品を購入するモチベーションを高める手法の一つとして、例えば、利用者にクーポンを提供することが行われている。しかしながら、クーポンは、クーポンを利用する行動（例えば、クーポンコードを店員に提示するなど）を実施した利用者に対してメリットを提供するものであり、そのような行動を想定しないチラシとは性質が異なる。

【 0 0 0 5 】

本発明は、このような事情を考慮してなされたものであり、利用者の購買意欲を高める電子チラシを提供することに寄与するサービス提供装置、サービス提供方法、およびプログラムを提供することを目的の一つとする。

【 課題を解決するための手段 】

【 0 0 0 6 】

本発明の一態様は、加盟店により登録された電子チラシを利用者に配信する電子チラシ配信部と、前記電子チラシを配信された利用者が、配信された前記電子チラシを閲覧した履歴である閲覧履歴を取得する閲覧履歴取得部と、前記電子チラシを配信された利用者が、前記加盟店で電子決済により決済を行った履歴である決済履歴を取得する決済履歴取得部と、前記加盟店で商品を購入した利用者について、その商品の購入前に前記電子チラシを閲覧していたか否かを前記閲覧履歴および前記決済履歴に基づいて判定する閲覧判定部と、前記利用者が前記電子チラシの閲覧後に前記加盟店で商品を購入したと判定された場合、前記加盟店に対して手数料を課金する手数料課金部と、を備えるサービス提供装置である。

【 発明の効果 】

【 0 0 0 7 】

本発明の一態様によれば、利用者の購買意欲を高める電子チラシを提供することができるサービス提供装置、サービス提供方法、およびプログラムを提供することができる。

【 図面の簡単な説明 】

【 0 0 0 8 】

【図 1】電子決済サービスが実現されるための構成の一例を示す図である。

【図 2】電子決済の大きな流れを例示した図である。

【図 3】決済サーバの構成図である。

【図 4】利用者情報の内容の一例を示す図である。

【図 5】電子チラシ配信サーバのシステム構成の一例を示す図である。

【図 6】閲覧履歴情報の一例を示す図である。

【図 7】決済履歴情報の一例を示す図である。

【図 8】電子チラシの表示例を示す図である。

【図 9】電子チラシ配信サーバが電子チラシ配信サービスに関して実施する処理の流れの一例を示す第 1 のフローチャートである。

【図 10】電子チラシの一例を示す図である。

【図 11】電子チラシ配信サーバが電子チラシ配信サービスに関して実施する処理の流れの一例を示す第 2 のフローチャートである。

【 発明を実施するための形態 】

【 0 0 0 9 】

10

20

30

40

50

以下、図面を参照し、本発明のサービス提供装置、サービス提供方法、およびプログラムの実施形態について説明する。サービス提供装置は、一以上のプロセッサにより実現される。サービス提供装置は、電子決済サービスの加盟店に対して電子チラシ配信サービスを提供する装置である。以下の説明では、サービス提供装置は、電子チラシ配信サービスを提供するものとし、「電子チラシ配信サーバ」と称して説明する。また、以下では、上記電子決済サービスを提供する装置を「決済サーバ」と称して説明するが、決済サーバは、ショッピング、オークション、チャット、ミニブログ、その他の、ログインを伴う任意のサービスを提供するものであってもよい。電子決済サービスは、店舗における商品やサービスの購買に係る決済をサポートするサービスである。店舗とは、例えば、現実空間に存在する物理的な店舗（実店舗）であってもよいし、インターネット上の仮想的な店舗であってよい。

10

【0010】

[電子決済サービス]

図1は、電子決済サービスが実現されるための構成の一例を示す図である。電子決済サービスは、決済サーバ100を中心として実現される。決済サーバ100は、例えば、一以上の利用者端末装置10、および一以上の店舗端末装置50のそれぞれとネットワークNWを介して通信する。ネットワークNWは、例えば、インターネット、LAN(Local Area Network)、無線基地局、プロバイダ装置などを含む。

【0011】

利用者端末装置10は、例えば、スマートフォンやタブレット端末等の可搬型端末装置である。利用者端末装置10は、少なくとも、光学読取機能、通信機能、表示機能、入力受付機能、プログラム実行機能を有するコンピュータ装置である。以下の説明では、これらの機能を実現するための構成をそれぞれカメラ、通信装置、タッチパネル、CPU(Central Processing Unit)等と称する。利用者端末装置10では、CPU等のプロセッサにより決済アプリ20が実行されることで、決済サーバ100と連携して電子決済サービスを利用者に提供するように動作する。決済アプリ20は、カメラ、通信装置、タッチパネルなどを制御する。

20

【0012】

店舗端末装置50は、例えば、店舗に設置される。店舗端末装置50は、少なくとも、商品価格取得機能、光学読取機能、プログラム実行機能、通信機能を有するコンピュータ装置である。店舗端末装置50は、いわゆるPOS(Point of Sale)装置を含み、POS装置によって商品価格取得機能や光学読取機能を実現してもよい。店舗コード画像60は、店舗に置かれ、QRコード(登録商標)等のコード画像が紙やプラスチックの媒体に印刷されたものである。なお、店舗コード画像60は、店舗に置かれたディスプレイによって表示されてもよい。

30

【0013】

決済サーバ100は、利用者端末装置10または店舗端末装置50から受信した決済情報に基づいて電子決済を実現する。決済サーバ100は、例えば、利用者IDに対応付けて管理しているチャージ残高を増減させる(換言すると、電子マネーを入出金する)ことで、電子決済を行う。電子決済は、リボ払いやクレジット払い等の方法によって、購買時点のチャージ残高よりも多額の購買を可能にするものが含まれてよい。

40

【0014】

電子チラシ配信サーバ200は、電子決済サービスの加盟店に対して電子チラシ配信サービスを提供する。電子チラシ配信サービスは、加盟店が販売する商品の販売促進情報を記載した電子媒体(電子チラシ)を加盟店の利用者に配信するサービスである。より具体的には、電子チラシ配信サーバ200は、加盟店による電子チラシの登録を受け付けるとともに、登録された電子チラシを配信する対象の利用者(配信対象者)を利用者に関する各種情報に基づいて決定し、決定した配信対象者に対して電子チラシを配信する。

【0015】

図2は、電子決済の大まかな流れを例示した図である。電子決済には、パターン1とパ

50

ターン２の二つが存在してよい。パターン１の場合、まず利用者端末装置１０において決済アプリ２０が起動し、ＱＲコードやバーコード等のコード画像を表示する。利用者は利用者端末装置１０の表示面を店舗端末装置５０に翳す（提示する）。店舗端末装置５０は、光学読取機能によってコード画像をデコードし、アカウントＩＤ等の情報を取得する。そして、店舗端末装置５０は、アカウントＩＤ、決済金額、店舗ＩＤ等を含む決済情報を生成し、決済サーバ１００に送信する。決済金額の情報は、予めバーコード読み取りや手入力等によって取得されている。決済サーバ１００は、受信した情報に基づいて、ユーザの電子決済口座から店舗の電子決済口座に決済金額を移動させて決済処理を完了させる。

【００１６】

パターン２の場合、決済アプリ２０が起動した状態の利用者端末装置１０が、光学読取機能によって店舗コード画像６０をデコードする。店舗コード画像６０には、店舗名等の情報が含まれている。利用者は、店舗名等が表示された画面において、決済金額を利用者端末装置１０に入力する。そして、利用者端末装置１０は、アカウントＩＤ、決済金額、店舗ＩＤ等を含む決済情報を生成し、決済サーバ１００に送信する。決済サーバ１００は、受信した情報に基づいて決済処理を行う。なお、上記のいずれかのパターンでのみ電子決済が行われてもよい。また、図２で説明する「アカウントＩＤ」は、利用者の識別情報として用いられ得る他の情報（例えば電話番号）であってもよい。

【００１７】

[決済サーバ]

図３は、決済サーバ１００の構成図である。決済サーバ１００は、例えば、通信部１１０と、決済コンテンツ提供部１２２と、決済処理部１２４と、情報管理部１３０と、記憶部１７０とを備える。通信部１１０および記憶部１７０以外の構成要素は、例えば、ＣＰＵなどのハードウェアプロセッサがプログラム（ソフトウェア）を実行することにより実現される。これらの構成要素のうち一部または全部は、ＬＳＩ（Large Scale Integration）やＡＳＩＣ（Application Specific Integrated Circuit）、ＦＰＧＡ（Field-Programmable Gate Array）、ＧＰＵ（Graphics Processing Unit）などのハードウェア（回路部；circuitryを含む）によって実現されてもよいし、ソフトウェアとハードウェアの協働によって実現されてもよい。プログラムは、予めＨＤＤ（Hard Disk Drive）やフラッシュメモリなどの記憶装置（非一過性の記憶媒体を備える記憶装置）に格納されていてもよいし、ＤＶＤやＣＤ-ROMなどの着脱可能な記憶媒体（非一過性の記憶媒体）に格納されており、記憶媒体がドライブ装置に装着されることで記憶装置にインストールされてもよい。

【００１８】

記憶部１７０は、ＨＤＤやフラッシュメモリ、ＲＡＭ（Random Access Memory）などである。記憶部１７０は、決済サーバ１００がネットワークを介してアクセス可能なＮＡＳ（Network Attached Storage）装置であってもよい。記憶部１７０には、利用者情報１７２、決済コンテンツ情報１７４などの情報が格納される。

【００１９】

通信部１１０は、ネットワークＮＷに接続するための通信インターフェースである。通信部１１０は、例えばネットワークインターフェースカードである。

【００２０】

決済コンテンツ提供部１２２は、例えば、Ｗｅｂサーバの機能を有し、電子決済サービスの各種画面を表示するための情報（コンテンツ）を利用者端末装置１０に提供する。決済コンテンツ提供部１２２は、決済コンテンツ情報１７４から適宜、必要なコンテンツを読み出して利用者端末装置１０に提供する。利用者端末装置１０は、決済アプリ２０によってコンテンツが再生された状態で利用者による各種入力を受け付け、前述した決済情報などを決済サーバ１００に送信する。なお、決済コンテンツ情報１７４に基づくコンテンツには、ログイン状態で提供されるコンテンツと、非ログイン状態で提供されるコンテンツがある。非ログイン状態のコンテンツにおいて、決済サーバ１００は、各種案内情報を提供したり、新規登録や電話番号の変更申し込みを受け付けたりする。

10

20

30

40

50

【 0 0 2 1 】

決済処理部 1 2 4 は、利用者端末装置 1 0 または店舗端末装置 5 0 により送信された決済情報に基づいて、決済処理を行う。決済処理部 1 2 4 は、利用者情報 1 7 2 を参照しながら決済処理を行う。

【 0 0 2 2 】

図 4 は、利用者情報 1 7 2 の内容の一例を示す図である。利用者情報 1 7 2 は、利用者の登録情報の一例である。利用者情報 1 7 2 は、例えば、アカウント ID (省略されてもよい) に対して、新規登録時に最低限必要な電話番号およびパスワードの他、メールアドレス、利用者 ID、氏名・住所・生年月日、登録日、チャージ残高、銀行口座、クレジットカード番号、他サービス連携情報、電波認証設定、キャリア決済設定、チャット友達リスト、チャージ履歴情報、決済履歴情報、チャット履歴情報などの情報が対応付けられたものである。電話番号、パスワード、登録日、チャージ残高、チャージ履歴情報、決済履歴情報以外の情報は任意設定情報である。以下、これらの情報が対応付けられた利用者のインスタンス (電子決済口座) のことをアカウントと称する。なお登録日とは利用者が電子決済サービスに登録した日 (アカウントを作成した日) である。

10

【 0 0 2 3 】

チャージ残高は、利用者が予めアカウントに送金することで設定された電子マネーの残高を示す情報である。送金的手段としては、指定業者 (銀行) の ATM (Automatic Teller Machine) からの送金、登録された銀行口座からの送金などがある。銀行口座とクレジットカード番号のそれぞれは、電子決済サービスに入金可能な銀行口座またはクレジットカード番号の情報 (口座番号、カード番号) である。他サービス連携情報は、電子決済サービスと連携する (例えば同じ事業グループに属する運営者により運営されている) 他のサービスのログイン ID 等である。電波認証設定は、特定の通信キャリアとの通信によって認証を行う場合の設定情報である。キャリア決済設定は、電子決済サービスを利用した支払いの少なくとも一部を通信キャリアへの支払いに振り替えるための設定情報である。チャット友達リストは、電子決済サービスが提供するチャット機能においてチャットの相手先となる他の利用者のリストである。チャージ履歴情報は、利用者が予め電子決済サービスに送金してチャージ残高を増加させた履歴である。決済履歴情報は、利用者が行った決済の内訳 (日時、購買行動が行われた店舗の店舗 ID、決済金額等) を、決済ごとに示す情報である。チャット履歴情報は、利用者が行ったチャットの内容の履歴である。

20

30

【 0 0 2 4 】

図 5 は、電子チラシ配信サーバ 2 0 0 のシステム構成の一例を示す図である。電子チラシ配信サーバ 2 0 0 は、例えば、通信部 2 1 0 と、電子チラシ登録部 2 2 2 と、情報取得部 2 2 4 と、情報取得部 2 2 4 と、配信対象決定部 2 2 8 と、電子チラシ配信部 2 3 0 と、閲覧判定部 2 3 2 と、インセンティブ付与部 2 3 4 と、手数料課金部 2 3 6 と、効果分析部 2 3 8 と、記憶部 2 5 0 とを備える。通信部 2 1 0 および記憶部 2 5 0 以外の構成要素は、例えば、CPU などのハードウェアプロセッサがプログラム (ソフトウェア) を実行することにより実現される。これらの構成要素のうち一部または全部は、LSI (Large Scale Integration) や ASIC (Application Specific Integrated Circuit)、FPGA (Field-Programmable Gate Array)、GPU (Graphics Processing Unit) などのハードウェア (回路部; circuitry を含む) によって実現されてもよいし、ソフトウェアとハードウェアの協働によって実現されてもよい。プログラムは、予め HDD (Hard Disk Drive) やフラッシュメモリなどの記憶装置 (非一過性の記憶媒体を備える記憶装置) に格納されていてもよいし、DVD や CD-ROM などの着脱可能な記憶媒体 (非一過性の記憶媒体) に格納されており、記憶媒体がドライブ装置に装着されることで記憶装置にインストールされてもよい。

40

【 0 0 2 5 】

通信部 2 1 0 は、ネットワーク NW に接続するための通信インターフェースである。通信部 2 1 0 は、例えばネットワークインターフェースカードである。

50

【 0 0 2 6 】

電子チラシ登録部 2 2 2 は、加盟店による電子チラシの登録を受け付ける。例えば、電子チラシ登録部 2 2 2 は、通信部 2 1 0 を介して、電子チラシを電子チラシ配信サーバ 2 0 0 に登録するためのユーザインタフェースを加盟店の端末装置（不図示）に提供する。加盟店の担当者は、端末装置を用いて上記ユーザインタフェースを操作することにより電子チラシ配信サーバ 2 0 0 に電子チラシを登録することができる。電子チラシ登録部 2 2 2 は、加盟店が登録した電子チラシの情報を電子チラシ情報 2 5 1 として記憶部 2 5 0 に格納する。電子チラシ情報 2 5 1 は、スマートフォンやタブレット、P C (Personal Computer) などの情報処理装置に電子チラシを表示させるための情報である。電子チラシ情報 2 5 1 には、登録された電子チラシを識別するための電子チラシ I D、掲載された商品の識別番号や商品名、商品画像や、商品の説明文などのほか、チラシの有効期限やチラシのレイアウトを定義する情報などが含まれ得る。

10

【 0 0 2 7 】

情報取得部 2 2 4 は、加盟店の利用者について閲覧履歴情報 2 5 2 を取得して記憶部 2 5 0 に格納する。閲覧履歴情報 2 5 2 は、加盟店の利用者による電子チラシの閲覧履歴を示す情報である。例えば、ここでは、利用者端末装置 1 0 にインストールされた決済アプリに電子チラシの閲覧機能が備えられているものとする。この場合、決済アプリに対して電子チラシの閲覧操作が行われたことに応じて、決済アプリがその履歴を記録するものとする。情報取得部 2 2 4 は、決済アプリが記録した閲覧履歴を利用者端末装置 1 0 から取得し、取得した閲覧履歴の情報を利用者 I D に対応づけ、閲覧履歴情報 2 5 2 として記憶部 2 5 0 に格納する。なお、決済アプリは、電子チラシの閲覧操作が行われる都度、その旨を電子チラシ配信サーバ 2 0 0 に通知するように構成されてもよいし、この場合、情報取得部 2 2 4 は、受信された通知を利用者 I D に対応づけて記録することで閲覧履歴を取得するように構成されてもよいし、電子チラシ配信部 2 3 0 が利用者からの閲覧要求に応じて w e b ブラウザや決済アプリ上の W e b V i e w 経由で電子チラシを閲覧させる場合は、閲覧要求に応じて送信した電子チラシと利用者 I D とを対応付けて記憶することで閲覧履歴とする構成でもよい。

20

【 0 0 2 8 】

図 6 は、閲覧履歴情報 2 5 2 の一例を示す図である。例えば、閲覧履歴情報 2 5 2 は、利用者 I D に対して、閲覧時刻と、電子チラシ I D とが少なくとも対応付けられた情報として記憶部 2 5 0 に記憶される。利用者 I D は、電子チラシを閲覧した利用者の識別情報であり、図 4 に例示した利用者情報 1 7 2 における利用者 I D に対応する。閲覧時刻は、利用者 I D により識別される利用者が電子チラシを閲覧した時刻である。電子チラシ I D は、当該利用者が閲覧した電子チラシの識別情報である。なお、閲覧履歴情報 2 5 2 には、電子チラシを閲覧した時間も合わせて記憶しても良い。

30

【 0 0 2 9 】

図 5 に戻る。また、情報取得部 2 2 4 は、加盟店の利用者について決済履歴情報 2 5 3 を取得して記憶部 2 5 0 に格納する。決済履歴情報 2 5 3 は、加盟店の利用者が電子決済により決済を行った履歴を示す情報である。具体的には、本実施形態において、情報取得部 2 2 4 は、各利用者の決済履歴を利用者情報 1 7 2 として保持している決済サーバ 1 0 0 から決済履歴情報 2 5 3 を取得するものとする。

40

【 0 0 3 0 】

図 7 は、決済履歴情報 2 5 3 の一例を示す図である。例えば、決済履歴情報 2 5 3 は、利用者 I D に対して、決済時刻と、決済内容とが少なくとも対応付けられた情報として記憶部 2 5 0 に記憶される。利用者 I D は、電子決済により決済を行った利用者の識別情報であり、図 4 に例示した利用者情報 1 7 2 における利用者 I D に対応する。決済時刻は、利用者 I D により識別される利用者が購入商品の代金の支払いを電子決済により決済した時刻である。決済内容は、当該利用者が決済時刻において行った電子決済の内容を表す。例えば、決済内容には、利用者が電子決済を利用した加盟店や店舗、購入商品、決済金額などの情報が含まれ得る。

50

【 0 0 3 1 】

図 5 に戻る。配信対象決定部 2 2 8 は、利用者の加盟店における購買履歴または利用者の属性に基づいて、電子チラシの配信対象を決定する。例えば、利用者の購買履歴は、決済サーバ 1 0 0 から取得される決済履歴情報 2 5 3 をもとに認識され得る。例えば、配信対象決定部 2 2 8 は、或る加盟店の利用者について、当該加盟店の利用頻度が高い利用者や、当該加盟店をお気に入り登録している利用者などを認識し、それらの利用者を電子チラシの配信対象者として決定してもよい。また、配信対象決定部 2 2 8 は、加盟店の利用者について年齢や性別等の属性を認識し、電子チラシの内容に応じた属性を有する利用者を配信対象者として決定してもよい。例えば、配信対象決定部 2 2 8 は、決済サーバ 1 0 0 が保持する利用者情報 1 7 2 をもとに利用者の各種属性を認識することができる。配信対象決定部 2 2 8 は、加盟店ごとに配信対象者を決定してもよいし、各加盟店の電子チラシごとに配信対象者を決定してもよい。

10

【 0 0 3 2 】

電子チラシ配信部 2 3 0 は、加盟店により登録された電子チラシを配信対象者として決定された利用者に配信する。電子チラシは、電子メールによって配信されてもよいし、プッシュ通知によって配信されてもよい。なお、電子メールによって電子チラシを配信する場合、配信された電子チラシを閲覧可能な状態で決済アプリを起動させるリンクを電子メールに記載しておくことが考えられる。この場合、利用者は、電子メールに記載されたリンクを選択することで（決済アプリ上で）配信された電子アプリを閲覧することができる。

20

【 0 0 3 3 】

また、電子チラシの配信方法として、プッシュ通知等の配信方法の他に、利用者が決済アプリを操作して能動的に電子チラシを参照する方法も想定し得る。例えば、決済アプリは、電子チラシの機能が呼び出された場合に、利用者に適した電子チラシを認識し、それらの電子チラシが適用される店舗を優先度の順に表示するように構成されてもよい。この場合、決済アプリは、次の図 8 に例示されるような電子チラシの表示画面を表示してもよい。図 8 は、電子チラシの表示例を示す図である。例えば、図 8 の例の表示画面 G 1 0 は、利用可能な電子チラシの一覧表示する表示例 G 1 1 と、優先度の一例として、利用可能な電子チラシを利用者の基準位置からの距離が近い順に表示する表示例 G 1 2 を示す。基準位置は、利用者が登録した所定の位置であってもよいし、利用者の現在位置（位置情報）であってもよい。また、優先度は、例示した距離のほか、上述した利用者の属性に基づくものであってもよい。なお、画面 G 1 0 において、利用者は、スクロールアロー S A やスクロールバー S B によってスクロールすることにより図示されていない全ての商品画像を参照することができる。

30

【 0 0 3 4 】

閲覧判定部 2 3 2 は、配信された電子チラシに掲載された商品（以下「チラシ商品」という。）を購入した利用者について、そのチラシ商品の購入前に、そのチラシ商品を掲載した電子チラシを閲覧していたか否かを当該利用者の閲覧履歴情報 2 5 2 および決済履歴情報 2 5 3 に基づいて判定する。より具体的には、閲覧判定部 2 3 2 は、閲覧履歴情報 2 5 2 と決済履歴情報 2 5 3 とを突き合わせ、チラシ商品購入時の決済履歴より前に、そのチラシ商品の閲覧履歴が存在するか否かを認識することにより、電子チラシの閲覧有無を判定することができる。

40

【 0 0 3 5 】

例えば、図 7 の例において、利用者 ID “ A A A ” で識別される利用者が決済時刻 “ 2 0 2 2 年 0 3 月 1 7 日 1 5 時 1 8 分 3 6 秒 ” に行った決済により購入した商品が、電子チラシ情報 2 5 1 に記憶されている電子チラシ ID “ a b c d e 1 2 3 4 5 ” で識別される電子チラシに掲載されたチラシ商品であった場合、当該利用者は当該決済時刻より前の閲覧時刻 “ 2 0 2 2 年 0 3 月 1 7 日 1 2 時 0 5 分 1 1 秒 ” に当該電子チラシを閲覧しているので、この場合、閲覧判定部 2 3 2 は、当該利用者について商品購入前に電子チラシを閲覧したと判定することができる。

50

【 0 0 3 6 】

インセンティブ付与部 2 3 4 は、チラシ商品を、そのチラシ商品を掲載した電子チラシの閲覧後に購入した利用者に対して所定のインセンティブを付与する。例えば、インセンティブの付与は、チラシ商品の購入に対する金銭のキャッシュバックであってもよいし、ポイントの付与であってもよい。なお、インセンティブ付与部 2 3 4 が付与するインセンティブは、電子チラシの閲覧の有無によらず付与される通常のインセンティブとは別のインセンティブであってもよい。例えば、通常のインセンティブは、商品の購入金額に応じたキャッシュバックやポイントなどである。インセンティブ付与部 2 3 4 は、通常のインセンティブに加えて、電子チラシに関するインセンティブを付与するものであってもよい。

【 0 0 3 7 】

なお、上述の例では電子チラシを閲覧した後に電子チラシに掲載された商品を購入した場合にインセンティブを付与することとしたが、インセンティブ付与部 2 3 4 は、電子チラシの閲覧した利用者が何らかの商品を購入した場合に、当該利用者に対して所定のインセンティブを付与するように構成されてもよい。すなわち、この場合、利用者が購入した商品が電子チラシに掲載されたものであるか否かに関わらず、利用者が商品購入の前に電子チラシを閲覧していた場合に利用者にインセンティブが付与されることになる。また、この場合、閲覧判定部 2 3 2 も、何らかの商品を購入した利用者について電子チラシの閲覧有無を判定するように構成されてもよい。また、この場合、インセンティブ付与部 2 3 4 は、電子チラシに掲載された商品を購入した場合と、電子チラシに掲載されていない商品を購入した場合とで、利用者に付与するインセンティブの量や付与率を変更するように構成されてもよい。

【 0 0 3 8 】

手数料課金部 2 3 6 は、加盟店の電子チラシを閲覧した利用者が、その電子チラシに掲載されたチラシ商品を当該加盟店で購入した場合、商品の販売に貢献したことについての手数料を加盟店に対して課金するための処理を実施する。より具体的には、手数料課金部 2 3 6 は、加盟店の電子チラシを閲覧した利用者が、その電子チラシに掲載されたチラシ商品を当該加盟店で購入した金額に応じて手数料を決定する。

【 0 0 3 9 】

なお、手数料課金部 2 3 6 は、加盟店の電子チラシを閲覧した利用者が、当該加盟店で何らかの商品を購入した場合に、当該加盟店に対して手数料を課金するように構成されてもよい。すなわち、この場合、利用者が購入した商品が電子チラシに掲載されたものであるか否かに関わらず、商品購入前に電子チラシを閲覧していた利用者が当該加盟店で何らかの商品を購入した場合に、当該加盟店に対して手数料が課金されることになる。この場合、手数料課金部 2 3 6 は、利用者が、電子チラシに掲載された商品を購入した場合と、電子チラシに掲載されていない商品を購入した場合とで、加盟店に課金する手数料の量や付与率を変更するように構成されてもよい。

【 0 0 4 0 】

効果分析部 2 3 8 は、加盟店の電子チラシを閲覧した利用者の購買履歴に基づいて、電子チラシによる販売促進効果を分析し、その分析結果を加盟店に提供する。

【 0 0 4 1 】

記憶部 2 5 0 は、HDD やフラッシュメモリ、RAM などである。記憶部 2 5 0 は、電子チラシ配信サーバ 2 0 0 がネットワークを介してアクセス可能な NAS 装置であってもよい。記憶部 2 5 0 には、上記の電子チラシ情報 2 5 1、閲覧履歴情報 2 5 2、決済履歴情報 2 5 3 などの情報が格納される。

【 0 0 4 2 】

[電子チラシ配信サービスに関する処理の流れ]

図 9 は、電子チラシ配信サーバ 2 0 0 が電子チラシ配信サービスに関して実施する処理の流れの一例を示す第 1 のフローチャートである。第 1 のフローチャートは、電子チラシ配信サービスにおいて、加盟店の利用者向けに行われる処理の流れを示すものである。より具体的には、第 1 のフローチャートには、電子チラシを配信する処理と、利用者に対し

10

20

30

40

50

て電子チラシ閲覧についてのインセンティブを付与する処理とが含まれる。まず、電子チラシ登録部 2 2 2 が、加盟店による電子チラシの登録を受け付ける（ステップ S 1 0 1）。電子チラシ登録部 2 2 2 は、受け付けた電子チラシの登録内容を電子チラシ情報 2 5 1 に記録する。

【 0 0 4 3 】

続いて、配信対象決定部 2 2 8 が、電子チラシを登録した加盟店の利用者の購買履歴または属性に基づいて、登録された電子チラシの配信対象者を決定する（ステップ S 1 0 2）。続いて、電子チラシ配信部 2 3 0 が、ステップ S 1 0 2 で決定された配信対象者に対して電子チラシを配信する（ステップ S 1 0 3）。

【 0 0 4 4 】

電子チラシが配信されると、続いて情報取得部 2 2 4 が各利用者の利用者端末装置 1 0 から電子チラシの閲覧履歴を取得する（ステップ S 1 0 4）。情報取得部 2 2 4 は、取得した閲覧履歴を各利用者の利用者 ID に対応付けて記録する閲覧履歴情報 2 5 2 を生成し、生成した閲覧履歴情報 2 5 2 を記憶部 2 5 0 に格納する（ステップ S 1 0 5）。ここまでの処理は、利用者が加盟店の店舗に来店する以前に実施される処理である。

【 0 0 4 5 】

以降の処理は、利用者が加盟店の店舗に来店し電子決済により商品を購入する際に実施される処理である。インセンティブ付与部 2 3 4 は、電子決済により商品を購入しようとしている利用者が、その購入よりも前に電子チラシを閲覧したか否かを判定する（ステップ S 2 0 1）。より具体的には、インセンティブ付与部 2 3 4 は、利用者が商品を購入するために実施しようとしている電子決済の決済情報を取得するとともに、その決済情報に含まれるアカウント ID に基づいて当該利用者の閲覧履歴を参照し、利用者が当該加盟店の電子チラシを事前に閲覧したか否かを判定することができる。上述のとおり、決済情報は、電子決済の実行時において、加盟店の店舗端末装置 5 0 や利用者端末装置 1 0（決済アプリ）から決済サーバ 1 0 0 に連携されるものである。インセンティブ付与部 2 3 4 が、決済サーバ 1 0 0 から決済情報を取得することができる。ここで、利用者が電子チラシを閲覧していないと判定された場合、電子チラシ配信サーバ 2 0 0 は一連の処理を終了する。

【 0 0 4 6 】

一方、ステップ S 2 0 1 において、利用者が電子チラシを閲覧したと判定した場合、インセンティブ付与部 2 3 4 は、さらに閲覧履歴を参照し、利用者が購入しようとしている商品が、利用者が閲覧した電子チラシに掲載された商品（チラシ商品）であるか否かを判定する（ステップ S 2 0 2）。例えば、インセンティブ付与部 2 3 4 は、決済サーバ 1 0 0 から取得された決済情報に基づいて購入対象の商品がチラシ商品であるか否かを判定する。ここで、購入対象の商品はチラシ商品でないと判定された場合、電子チラシ配信サーバ 2 0 0 は一連の処理を終了する。

【 0 0 4 7 】

一方、ステップ S 2 0 2 において、当該利用者が購入したチラシ商品に係る電子チラシを事前に閲覧したと判定した場合、インセンティブ付与部 2 3 4 は、当該利用者に対して所定のインセンティブを付与して（ステップ S 2 0 3）、一連の処理を終了する。なお、上述のとおり、インセンティブ付与部 2 3 4 は、購入対象の商品がチラシ商品であるか否かに関わらず、電子チラシが事前に閲覧されたことをもって利用者にインセンティブを付与してもよい。これはすなわち、ステップ S 2 0 2 が省略されたケースということができる。

【 0 0 4 8 】

なお、ここでは簡単のため、電子チラシを配信するまでのステップ S 1 0 1 ~ S 1 0 3 と、電子チラシ配信後にインセンティブを付与するステップ S 2 0 1 ~ S 2 0 3 とが一連の処理として実施される場合について説明したが、ステップ S 2 0 1 ~ S 2 0 3 は、必ずしもステップ S 1 0 1 ~ S 1 0 3 と同じ処理フローで実施される必要はない。図 9 の処理フローは、加盟店の店舗において電子決済による決済が行われた場合に、利用者の閲覧履

10

20

30

40

50

歴を参照して当該店舗に適用される電子チラシが閲覧されたか否かを判定し、その判定結果に応じて利用者にインセンティブを付与することを趣旨とするものであり、各処理の処理順序や処理単位は、この趣旨を実現する限りにおいて任意に変更されてよい。

【 0 0 4 9 】

また、ステップ S 2 0 1 ~ S 2 0 3 の処理は、所定期間におけるチラシ商品の購入を対象とするバッチ処理として実施されてもよい。例えば、インセンティブ付与部 2 3 4 は、加盟店における 1 日分の決済履歴（購買履歴）をもとにその日にチラシ商品を購入した利用者を特定し、特定した利用者ごとにステップ S 2 0 2 および S 2 0 3 を実行するように構成されてもよい。

【 0 0 5 0 】

また、ここでは、インセンティブ付与部 2 3 4 が、チラシ商品を購入した利用者に対してインセンティブを付与するか否かを、その購入以前における電子チラシの閲覧有無に基づいて決定する場合について説明したが、電子チラシの閲覧有無が電子チラシに掲載された商品ごとに認識可能である場合（例えば、利用者が閲覧した商品個別の識別情報が閲覧履歴に含まれる場合など）、インセンティブ付与部 2 3 4 は、電子チラシにおけるチラシ商品の情報の閲覧有無に基づいて、インセンティブを付与するか否かを判定するように構成されてもよい。

【 0 0 5 1 】

図 1 0 は、電子チラシの一例を示す図である。例えば、図 1 0 に示す電子チラシ D C は、チラシ全体が 1 つの画像として構成されたものであってもよい。この場合、決済アプリが電子チラシ D C の配信データを読み込んで利用者端末装置 1 0 に表示させる際に、電子チラシ配信サーバ 2 0 0 に通知することで、電子チラシ配信サーバ 2 0 0 は電子チラシ D C が利用者端末装置 1 0 の利用者に閲覧されたことを認識することができる。例えば、電子チラシの配信の一態様として、電子チラシ配信サーバ 2 0 0 が、画像そのものではなく画像へのリンク情報を配信し、利用者端末装置 1 0（決済アプリ）がリンクの選択に応じて画像を電子チラシ配信サーバ 2 0 0 から取得する態様が考えられる（いわゆるディープリンク方式）。この場合、電子チラシ配信サーバ 2 0 0 は、利用者端末装置 1 0 から画像取得の要求を受け付けたことに応じて、その旨を閲覧履歴情報 2 5 2 に記録するように構成されてもよい。

【 0 0 5 2 】

また、例えば、図 1 0 に示す電子チラシ D C は、チラシ商品ごとの画像を含むように構成されたものであってもよい。この場合、決済アプリが、電子チラシ配信サーバ 2 0 0 に対して、表示対象となった商品画像ごとに画像取得を要求するように構成されれば、電子チラシ配信サーバ 2 0 0 は、画像ごとの画像取得要求を記録することによりチラシ商品ごとの閲覧を認識することができる。この場合、例えば、決済アプリは、表示範囲内に同時に表示する商品画像の単位を、日付ごととしてもよいし、1 つ以上の商品のかたまりごととしてもよい。また、決済アプリは、表示中の商品画像を選択する操作が行われたことをもって、選択された商品画像のチラシ商品について電子チラシが閲覧されたと判定するように構成されてもよい。商品画像を選択する操作は、例えば、クリックやドラッグ、ドロップ、タップ、スワイプ、ピンチイン、ピンチアウト、長押し、拡大、縮小など任意の操作に規定されてよい。

【 0 0 5 3 】

図 1 1 は、電子チラシ配信サーバ 2 0 0 が電子チラシ配信サービスに関して実施する処理の流れの一例を示す第 2 のフローチャートである。第 2 のフローチャートは、電子チラシ配信サービスにおいて、加盟店向けに行われる処理の流れを示すものである。より具体的には、第 2 のフローチャートには、電子チラシ配信サービスの手数料を決定する処理と、電子チラシによる販売促進効果を分析する処理とが含まれる。ここでは、加盟店によって登録された電子チラシが電子チラシ配信サーバ 2 0 0 から配信済みである状況を想定する。

【 0 0 5 4 】

10

20

30

40

50

まず、手数料課金部 236 が、加盟店の利用者のうち商品購入前に当該加盟店の電子チラシを閲覧した第 1 の利用者を特定する（ステップ S 301）。例えば、手数料課金部 236 は、当該加盟店の利用者について、決済履歴と閲覧履歴を突き合わせることで第 1 の利用者を特定することができる。

【0055】

続いて、手数料課金部 236 は、ステップ S 301 で特定した第 1 の利用者のうち、第 1 の利用者が閲覧した電子チラシに係るチラシ商品を購入した第 2 の利用者を特定する（ステップ S 302）。例えば、手数料課金部 236 は、第 1 の利用者の決済履歴と、第 1 の利用者が閲覧した電子チラシの内容とに基づいて第 2 の利用者を特定することができる。

10

【0056】

続いて、手数料課金部 236 が、加盟店の第 2 の利用者に対するチラシ商品の販売総額を計算する（ステップ S 303）。例えば、手数料課金部 236 は、第 2 の利用者の決済履歴に基づいて第 2 の利用者がチラシ商品の購入について決済した購入代金を認識し、全ての第 2 の利用者で購入代金を合算することによりチラシ商品の販売総額を計算することができる。

【0057】

続いて、手数料課金部 236 は、ステップ S 303 で計算したチラシ商品の販売総額に基づいて、当該チラシ商品を販売した加盟店に対して課金する手数料を計算する（ステップ S 304）。手数料課金部 236 は、ステップ S 304 で計算した手数料を、電子チラシの適切な配信により、チラシ商品の販売に貢献したことへの対価として加盟者に課金するものである。その意味で、手数料課金部 236 は、第 2 の利用者が、閲覧した電子チラシに掲載されたチラシ商品を加盟店で購入した金額に応じて手数料を決定するものということができる。手数料課金部 236 は、販売総額多いほど、より大きく販売に貢献したものとして、より高い手数料を算出してもよい。また、上述のとおり、インセンティブ付与部 234 が、チラシ商品の購入有無に関わらず、電子チラシが閲覧されたことをもって利用者にインセンティブを付与する場合がある。この場合、手数料課金部 236 は、チラシ商品の購入が無く、且つ電子チラシが閲覧された場合の手数料と、チラシ商品が購入され、且つ電子チラシが閲覧された場合とで手数料の金額や料率を変更するように構成されてもよい。

20

30

【0058】

続いて、効果分析部 238 が、電子チラシの配信を請け負った加盟店について、電子チラシの配信による販売促進効果を分析し（ステップ S 305）、その分析結果を加盟店に提供する（ステップ S 306）。例えば、効果分析部 238 は、第 1 の利用者の数、第 2 の利用者の数、第 1 の利用者の属性、第 2 の利用者の属性、第 1 の利用者の購買履歴、第 2 の利用者の購買履歴、第 1 の利用者の閲覧履歴、第 2 の利用者の閲覧履歴、チラシ商品の販売総額、電子チラシの内容など、電子チラシの配信またはインセンティブの付与に関して得られた各種情報や、各種情報の時系列データを分析結果として提供してもよい。また、効果分析部 238 は、これらの各種情報間の相関性を分析し、その分析結果を提供してもよい。

40

【0059】

また、例えば、効果分析部 238 は、下記の分析結果を提供してもよい。このような情報を提供することによって、加盟店は電子チラシの効果を定量的に把握することが出来る。

- ・チラシ商品の閲覧数のランキング
- ・チラシ商品の購入数（販売数）のランキング
- ・加盟店が販売する商品について、電子チラシに掲載した場合と掲載しない場合とでの売り上げの違い
- ・電子チラシに掲載された商品の全体の購入数に対する、電子チラシを閲覧した人による購入数の割合

50

- ・電子チラシを閲覧した利用者により購入されなかった商品またはチラシ商品のランキング

- ・電子チラシの配信タイミングと、利用者が配信された電子チラシを閲覧したタイミングと、電子チラシを閲覧した利用者がチラシ商品を購入した（決済した）タイミング、または、それらの相関性

- ・利用者が電子チラシを閲覧したタイミングと、電子チラシを閲覧した利用者が当該店舗で決済したタイミング、または、それらの相関性

- ・電子チラシを閲覧して当該店舗で決済した利用者と電子チラシを閲覧せずに当該店舗で決済した利用者の住所の地図表示

- ・電子チラシを閲覧して当該店舗で決済した利用者と電子チラシを閲覧せずに当該店舗で決済した利用者の1人当りの売上単価の比較

- ・電子チラシを閲覧して当該店舗で決済した利用者の当該店舗の利用回数

- ・電子チラシを閲覧した時間と電子チラシを閲覧して当該店舗で決済した利用者の相関関係

【0060】

以上説明した実施形態の電子チラシ配信サーバ200によれば、加盟店により登録された電子チラシを利用者に配信する電子チラシ配信部と、前記電子チラシを配信された利用者が、配信された前記電子チラシを閲覧した履歴である閲覧履歴を取得する閲覧履歴取得部と、前記電子チラシを配信された利用者が、前記加盟店で電子決済により決済を行った履歴である決済履歴を取得する決済履歴取得部と、配信された前記電子チラシに掲載された商品を購入した利用者について、その商品の購入前に前記電子チラシを閲覧していたか否かを前記閲覧履歴および前記決済履歴に基づいて判定する閲覧判定部と、前記電子チラシに掲載された商品を、前記電子チラシの閲覧後に購入した利用者に対して所定のインセンティブを付与するインセンティブ付与部と、を備えることにより、利用者の購買意欲を高める電子チラシを提供することができる。

【0061】

また、以上説明した実施形態の電子チラシ配信サーバ200によれば、利用者の購買履歴または属性に基づいて、前記電子チラシの配信対象を決定する配信対象決定部をさらにさらに備え、前記電子チラシ配信部は、前記電子チラシの配信対象に決定された利用者に対して前記電子チラシを配信することにより、電子チラシを配信する加盟店や電子チラシの内容に応じて、配信対象の利用者をより適切に選択することができる。

【0062】

また、以上説明した実施形態の電子チラシ配信サーバ200によれば、加盟店による前記電子チラシの登録を受け付ける電子チラシ登録部をさらに備え、前記配信対象決定部は、前記加盟店が登録した電子チラシごとに前記配信対象を決定することにより、1以上の加盟者が登録する電子チラシごとに配信対象の利用者をより適切に決定することができる。

【0063】

また、以上説明した実施形態の電子チラシ配信サーバ200によれば、前記加盟店の電子チラシを閲覧した利用者が、前記電子チラシに掲載された商品を前記加盟店で購入した場合、前記商品の販売に貢献した手数料を前記加盟店に対して課金する手数料課金部をさらに備えることにより、電子チラシ配信サービスの提供者はサービス提供の対価を加盟店から得ながら、加盟店の売り上げ向上に貢献することができる。

【0064】

また、以上説明した実施形態の電子チラシ配信サーバ200によれば、前記手数料課金部は、前記加盟店の電子チラシを閲覧した利用者が、前記電子チラシに掲載された商品を前記加盟店で購入した金額に応じて前記手数料を決定することにより、加盟店がより気軽に電子チラシ配信サービスを利用することが可能となる。

【0065】

また、以上説明した実施形態の電子チラシ配信サーバ200によれば、前記加盟店の電

10

20

30

40

50

子チラシを閲覧した利用者の購買履歴に基づいて前記電子チラシによる販売促進効果を分析し、その分析結果を前記加盟店に提供する効果分析部をさらに備えることにより、加盟店は販売促進効果を踏まえて電子チラシを評価したり、内容の見直しを行ったりすることができる。

【 0 0 6 6 】

< 変形例 >

インセンティブ付与部 2 3 4 は、事前に電子チラシを閲覧し、且つ当該電子チラシに掲載されたチラシ商品を加盟店で購入した利用者へ付与するインセンティブの量を、利用者の対象決済額に対する所定の割合（％）として決定してもよい。この場合、対象決済額は、チラシ商品を含む複数商品をまとめて購入した際の決済額としてもよいし、チラシ商品のみの決済額としてもよい。また、対象決済額は、1回の決済ごとの決済額であってもよいし、所定期間の決済ごとの決済総額であってもよいし、所定期間における決済の決済総額であってもよい。このほか、インセンティブ付与部 3 2 4 は、事前に電子チラシを閲覧した利用者が、（対象期間中に）購入したチラシ商品の個数に応じたインセンティブを付与してもよい。また、インセンティブ付与部 2 3 4 は、利用者が複数の商品を購入する場合、購入商品の中に含まれるチラシ商品の数に応じてインセンティブの量を決定してもよい。

10

【 0 0 6 7 】

インセンティブ付与部 2 3 4 は、電子チラシに掲載されたチラシ商品を備忘録に登録する機能（以下「お気に入り機能」という。）を提供するように構成されてもよい。例えば、利用者端末装置 1 0 において、利用者が所望のチラシ商品を備忘録に登録する操作を行った場合、決済アプリがその旨をインセンティブ付与部 2 3 4 に通知してもよい。この場合、インセンティブ付与部 2 3 4 は、決済アプリの通知をもとに対象のチラシ商品を、そのチラシ商品を掲載した電子チラシとともに利用者へ対応づけて管理することにより、お気に入り機能を提供することができる。また、この場合、インセンティブ付与部 2 3 4 は、利用者が備忘録に登録したチラシ商品を購入した（決済した）場合、当該利用者へ所定のインセンティブを付与するように構成されてもよい。

20

【 0 0 6 8 】

閲覧判定部 2 3 2 は、電子チラシが利用者端末装置 1 0 において所定の閾値時間以上表示された場合に当該電子チラシが閲覧されたと判定してもよい。閾値時間は、電子チラシが表示された状態にあった時間の累積時間であってもよいし、電子チラシが連続して表示された状態にあった最短の時間であってもよい。

30

【 0 0 6 9 】

インセンティブ付与部 2 3 4 は、電子チラシを閲覧した利用者と、その電子チラシを配信した加盟店で商品を購入した利用者とは異なる場合であっても、両者が事前に対応づけられている場合、インセンティブを付与してもよい。この場合のインセンティブは、電子チラシを閲覧した利用者と当該加盟店で商品を購入した利用者のいずれか一方に付与されてもよいし、両方に付与されてもよい。例えば、このような利用者として家族を構成する利用者が想定される。例えば、家族の構成員が父親、母親、子供であり、父親に対して母親および子供が事前にグループのメンバとして登録されている場合を仮定する。なお、家族を対象とする場合、グループへのメンバの登録条件として、家族を想定したメンバ数の制限や、同じ登録住所であることなどの制約が課されてもよい。この場合、例えば、父親が電子チラシを閲覧し、当該電子チラシに係る加盟店やチラシ商品等の情報を家族に伝え、母親または子供が、その情報をもとに当該加盟店で商品購入を行った場合に、家族に対してインセンティブを付与することができる。このように家族間で電子チラシの内容が共有されることを想定してインセンティブを付与することにより、商品購入のモチベーションを向上させることができる。

40

このような形でインセンティブを付与する場合、例えば、インセンティブ付与部 2 3 4 は、加盟店の利用者が電子チラシを閲覧していない場合であっても、その利用者が所属するグループのメンバが電子チラシを閲覧している場合には、当該利用者やそのメンバをイ

50

ンセンティブの付与対象としてよい。

なお、この場合、インセンティブ付与部 234 は、電子チラシを閲覧した利用者（第 1 のメンバ）と、商品を購入した利用者（第 2 のメンバ）とが異なる場合と、電子チラシを閲覧した利用者と、商品を購入した利用者とが同じ場合とで、付与するインセンティブの量や付与率を変更してもよい。

例えば、インセンティブ付与部 234 は、閲覧した利用者が商品を購入した場合は、すなわち第 1 のメンバと第 2 のメンバとが同じ場合、電子チラシを閲覧のみをインセンティブ付与の条件とし、閲覧した利用者の所属するグループの利用者とは異なるメンバが商品を購入した場合、すなわち第 1 のメンバと第 2 のメンバとが異なる場合は、電子チラシの閲覧および加盟店での商品購入の両方をインセンティブ付与の条件としてもよい。この場合に、閲覧した利用者と購入した利用者どちらにもインセンティブを付与してもよいし、どちらかに限定しても良い。また、どちらにも付与するとした場合は、例えば、インセンティブ付与部 234 は、閲覧したメンバと、商品を購入したメンバとで付与するインセンティブの量や付与率を変更してもよい。

また、この場合、配信対象決定部 228 は、或るメンバについて配信対象とするか否かを判定する際に、当該メンバの購買履歴や閲覧履歴に加えて、所属するグループのメンバの購買履歴や閲覧履歴を考慮するように構成されてもよい。また、これと同様に、電子チラシ配信部 230 は、電子チラシにおける商品画像や加盟店、店舗等の表示順序を、当該メンバの購買履歴や閲覧履歴に加えて、所属するグループのメンバの購買履歴や閲覧履歴を考慮して決定するように構成されてもよい。なお、この場合、加盟店は、電子チラシの登録において、上記表示順序以外の情報を登録するようにしてもよい。

【0070】

上記の実施形態では、利用者端末装置 10 にインストールされた決済アプリが電子チラシの閲覧機能を有する場合について説明したが、電子チラシの閲覧機能は決済アプリとは別のアプリケーション（以下「チラシアプリ」という。）として実装されてもよい。この場合、利用者端末装置 10 において、チラシアプリが電子チラシの閲覧履歴を利用者 ID に対応づけて記録しつつ、電子チラシ配信サーバ 200 に提供すればよい。

【0071】

以上、本発明を実施するための形態について実施形態を用いて説明したが、本発明はこうした実施形態に何等限定されるものではなく、本発明の要旨を逸脱しない範囲内において種々の変形及び置換を加えることができる。

【符号の説明】

【0072】

10 ... 利用者端末装置、20 ... 決済アプリ、50 ... 店舗端末装置、60 ... 店舗コード画像、100 ... 決済サーバ、110 ... 通信部、122 ... 決済コンテンツ提供部、124 ... 決済処理部、130 ... 情報管理部、170 ... 記憶部、172 ... 利用者情報、174 ... 決済コンテンツ情報、200 ... 電子チラシ配信サーバ、210 ... 通信部、222 ... 電子チラシ登録部、224 ... 情報取得部、228 ... 配信対象決定部、230 ... 電子チラシ配信部、232 ... 閲覧判定部、234 ... インセンティブ付与部、236 ... 手数料課金部、238 ... 効果分析部、250 ... 記憶部、251 ... 電子チラシ情報、252 ... 閲覧履歴情報、253 ... 決済履歴情報

10

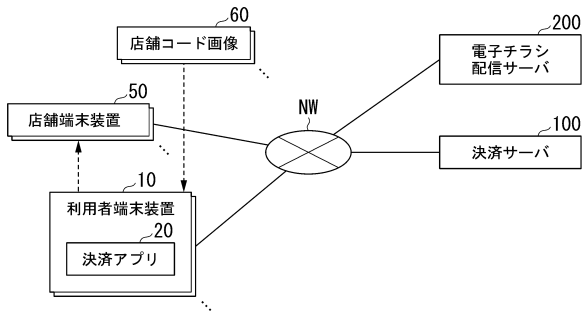
20

30

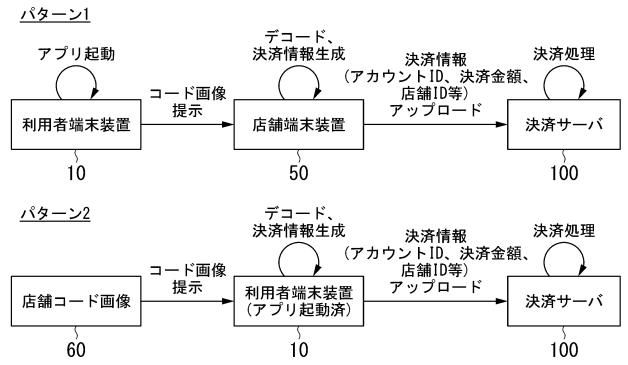
40

【 図 面 】

【 図 1 】

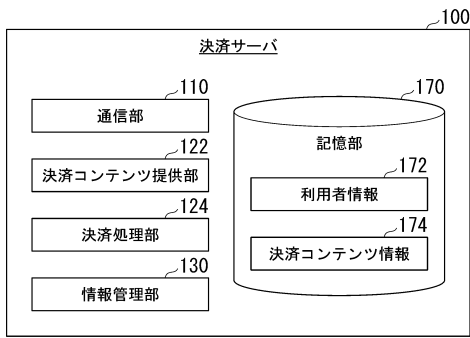


【 図 2 】



10

【 図 3 】



【 図 4 】

172	アカウントID	電話番号	パスワード	メールアドレス	利用者ID	氏名・住所・生年月日	登録日	チャージ残高	銀行口座	クレジットカード番号	他サービスIDログイン設定	電波認証設定	キャリア決済設定	チャット友達リスト	チャージ履歴情報	決済履歴情報	チャット履歴情報
	001	090-****-****	AAAA1234	**@**.*.*	AAA	...	2020/6/4	19000	BBB、DDD
	002	070-****-****	BBBB9876	**@**.*.*	-	...	2015/7/11	6400	EEE、GGG

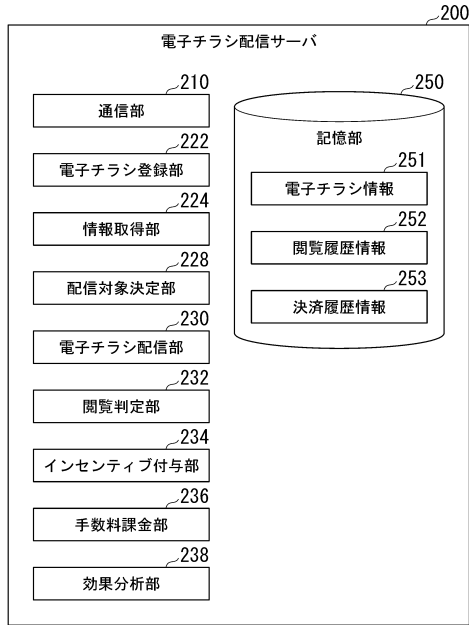
20

30

40

50

【図5】



【図6】

252

利用者ID	閲覧時刻	電子チラシID	...
AAA	2022年03月17日12時05分11秒	abcde12345	...
BBB
...

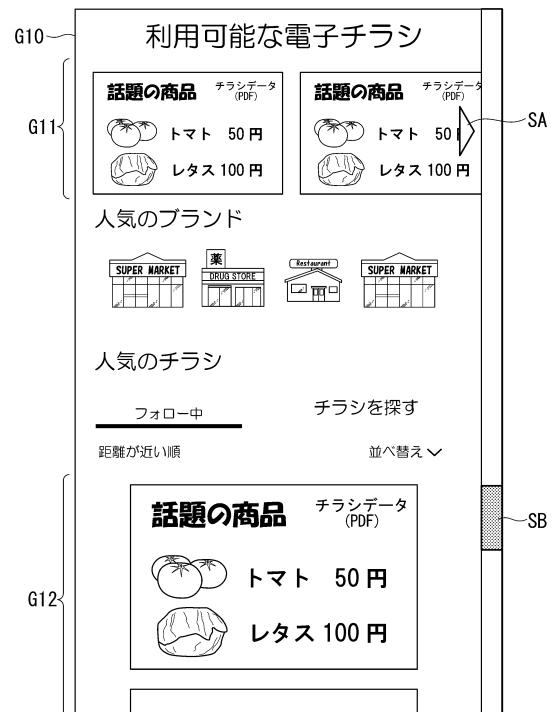
10

【図7】

253

利用者ID	決済時刻	決済内容	...
AAA	2022年03月17日15時18分36秒	加盟店、店舗、購入商品、決済金額、など	...
BBB
...

【図8】



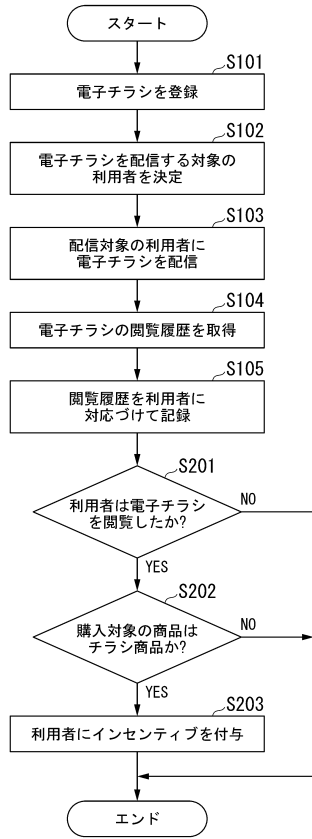
20

30

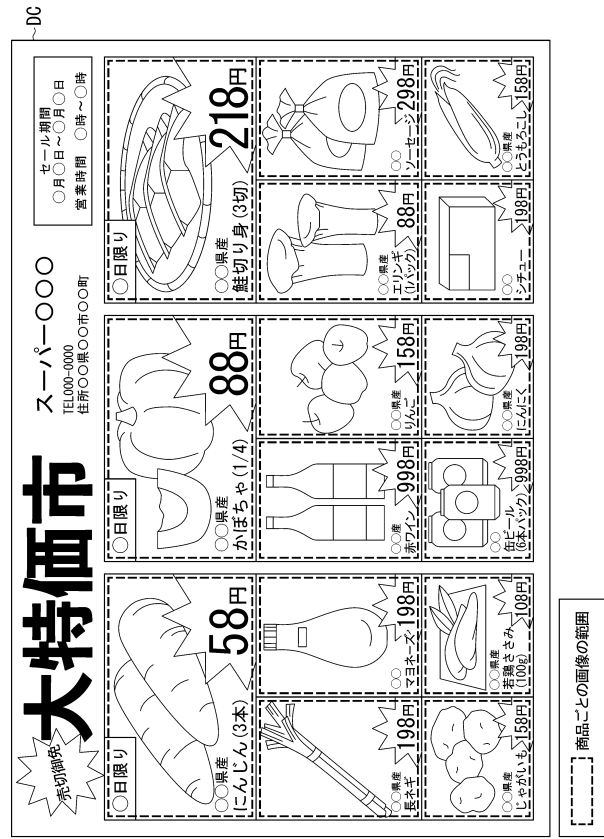
40

50

【 図 9 】



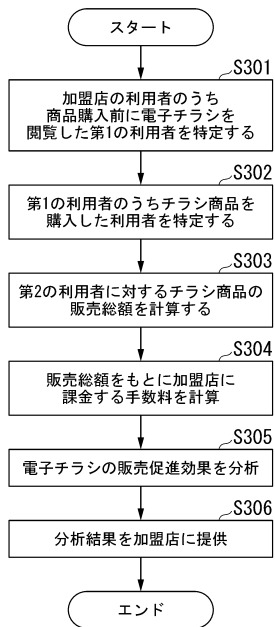
【 図 10 】



10

20

【 図 11 】



30

40

50

フロントページの続き

東京都千代田区紀尾井町1番3号 P a y P a y 株式会社内
Fターム(参考) 5L049 BB07 BB08